

第110号議案

令和7年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）

令和7年度宍粟市の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和7年11月28日提出

宍粟市長 福元晶三

第 1 表 債 務 負 担 行 為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
医 師 送 迎 車 購 入 事 業	令 和 8 年 度	3,000